介護サービス事業者等指定申請・更新申請に 手数料が必要となります。

介護保険法に基づくサービス事業所・施設について、受益者負担の適正化の観点から、指定及び指定更新関係事務に要する手数料を次のとおり徴収することとなりました。

○手数料の額

サービス種類	指定申請	更新申請
居宅サービス	15,000円	9,000円
介護予防サービス	15,000円	9,000円
居宅介護支援	15,000円	9,000円
地域密着型サービス	15,000円	9,000円
地域密着型介護予防サービス	15,000円	9,000円

※ただし、同一事業所における同種の居宅サービスと介護予防サービスを同時 に指定申請又は更新申請した場合は、介護予防サービスに係る手数料は徴収し ません。

(例:通所介護と介護予防通所介護を同時に指定申請した場合、15,000円)

〇施行時期

平成 19年10月1日以降の申請分から適用

○手数料の納付方法

申請の際に交付される納付書で、直接納付してください。

○納付場所

佐賀銀行本店・支店、収納代理金融機関